

令和元年 12月号

月刊 (毎月1日発行)  
定価 1部105円(税込)

ただし非常通報装置設置者の購読料については運用指導費に含まれています。



発 行  
(公財) 日本防災通信協会  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町二丁目14番地2  
麹町NKビル4階  
TEL (03) 3263-7281(代)  
FAX (03) 3263-8106  
H.P. <https://www.nitibousai.or.jp>

## 社会福祉施設等 における防犯対策

※厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」より抜粋



### はじめに

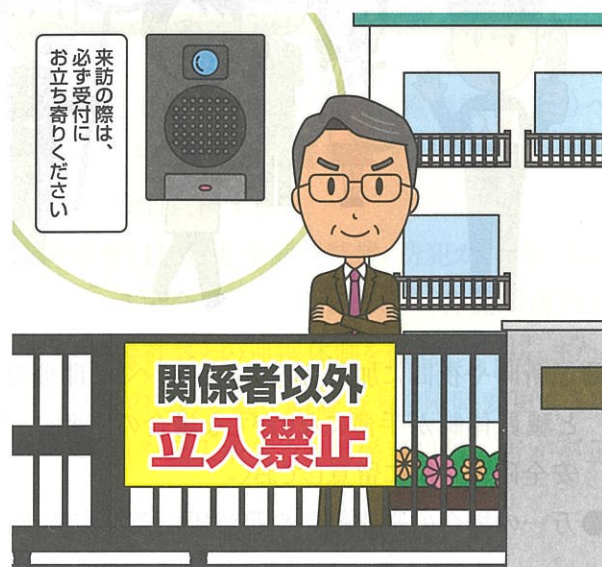
神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生してから3年が経過しました。社会福祉施設は地域一体となった開かれた施設であるという基本方針と不審者の侵入に対する安全確保がなされた施設であることの両立を図る上では、施設の規模や、入所施設や通所施設など施設の態様を問わず、その状況に応じて日頃から、「設備の整備・点検、職員研修などの取組」「関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築するなどの備え」等平素から高い防犯意識を持って臨むことが重要です。

### 1. 平素の未然防止対策等

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員の護身を含め、防犯に係る安全確保に関する意識を高める。

- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たる。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認する。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを分けたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫を行う。



- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにする。



- 来訪者に"どこへ行かれますか?何かお手伝いしましょうか?"といった声かけを実践する。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線とする。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間での情報提供や、対応する予定の職員に確認する。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施する。



- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しておく。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係

機関等への連絡先・連絡方法(緊急連絡網)をあらかじめ定めておき、職員に周知しておく。

- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しておく。

## (2) 不審者情報に係る

### 地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制を構築しておく。また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示しておく。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しておく。

## (3) 施設等と利用者の家族の取組

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行い、また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかける。

## (4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備(街灯、防犯灯など)の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行う。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深める。



### (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

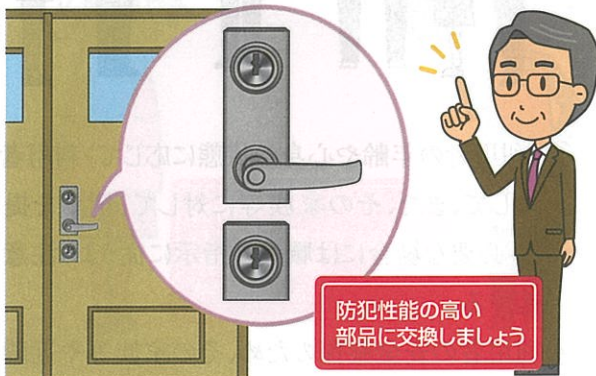
●利用者の属性や施設等の態様、周辺的环境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じる。

①警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策(そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む)を講じる。

②対象物の強化(施設を物理的に強化して侵入を防ぐ)

《例》

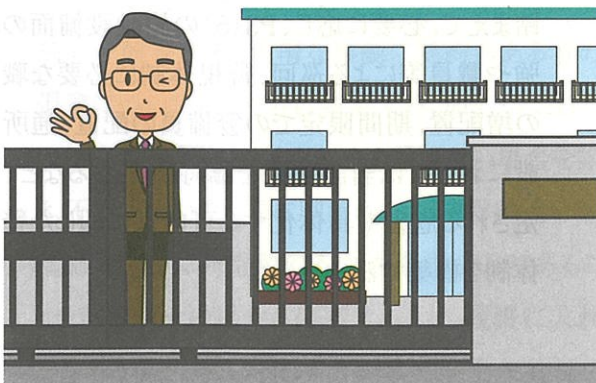
- ・玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。
- ・防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。
- ・防犯性能の高い建物部品(ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等)に交換する。



③接近の制御(境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ)

《例》

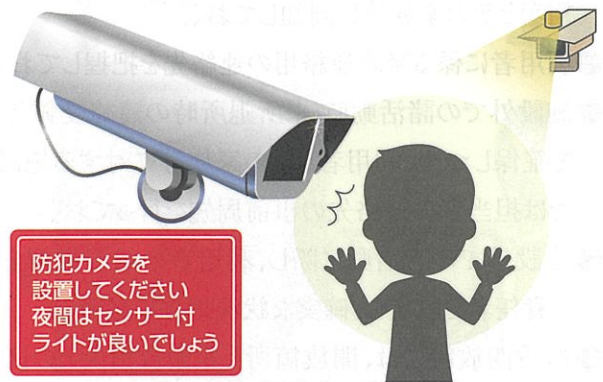
- ・道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。
- ・敷地や建物への出入口を限定する。



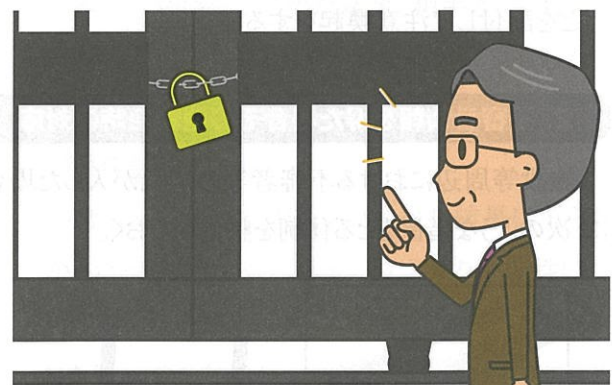
④監視性の確保(建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ)。

《例》

- ・夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。
- ・植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。
- ・防犯カメラを設置する。



●門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検する。



●施設管理上重要な設備(例えば電源設備など)への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検する。

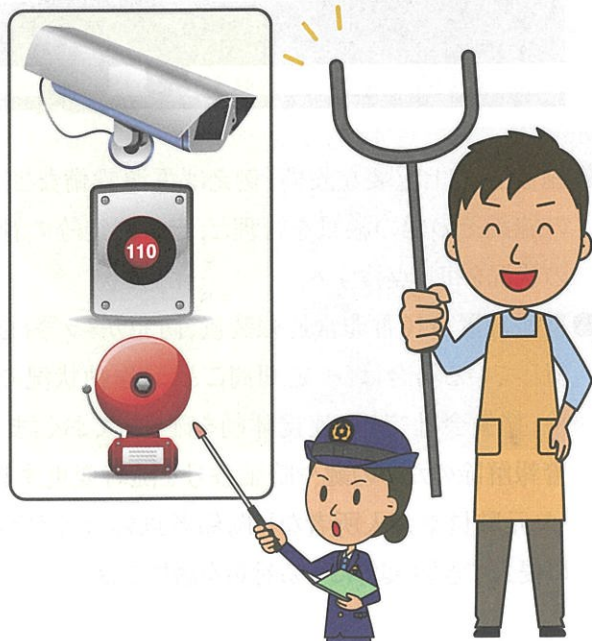
●警報装置(110番非常通報装置、防犯カメラ等)を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しておく。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じておく。

## (6) 施設開放または施設外活動における 安全確保・通所施設における利用者の 来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行う。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をする。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しておく。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しておく。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設または担当者の連絡先の事前周知を行っておく。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努める。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示する。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に関するパンフレットなどを配付して注意喚起をする。

### 2. 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しておく。



- ①不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたとき、その他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
- ②事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。



- ③(利用者の年齢や心身の状態に応じて)利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ④利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ⑤利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、P3(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

### 3. 不審者が立入った場合の連絡・通報体制や 職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

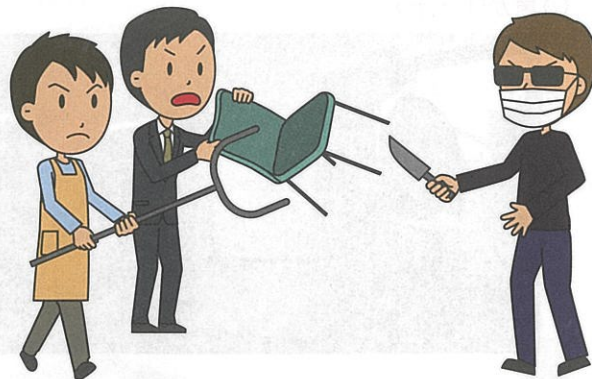
施設等内に不審者が立入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しておく(※身の危険を冒してまで無理に不審者を拘束しようとはせず、説得などより時間をかせいで不審者の拘束は警察官に任せる)。

- ① 不審者が施設内に立入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。



- ② 事前に整理した緊急連絡網や合言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ③ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求め、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保さ

れるよう留意する。特に不審者が凶器を所持している場合は、間合いを確保してさすまたやパイプ椅子、モップ等身の周りの物を活用して防護する。



- ④ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ⑤ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、対応マニュアル等を作成して点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記①の体制を確保する。



## 日本防災通信協会からのお願い

### 事件発生時の対応

- 声かけを行う



- 直ちに、警察に通報(110番通報ボタンの押下)



- 「合言葉」を活用して、利用者を動揺させないようにし職員相互に情報共有等



- 逆信電話の対応と急行した警察官の現場への案内



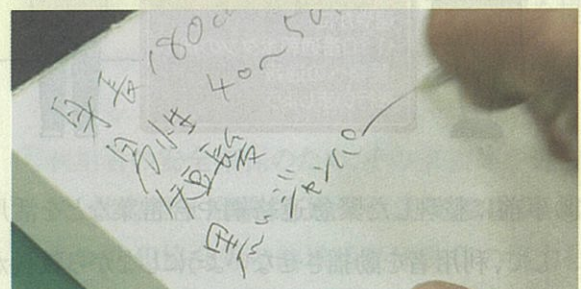
- 犯人への対応(落ち着いて刺激しない)  
※複数で対応する  
(利用者から離れた場所へ移動を求め～侵入防止)防犯器材の活用



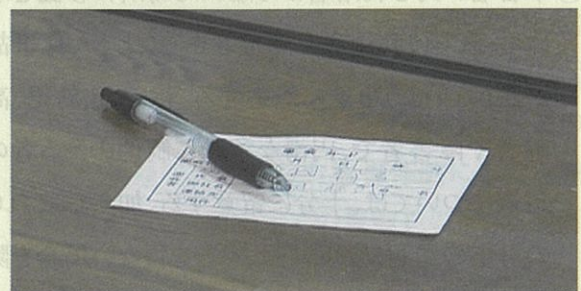
- 利用者の安全確保(利用者・来訪者の避難措置)



- 犯人の観察(特徴を覚える)  
犯人の年齢、人相、身長、体格などの身体的特徴や服装などの記憶、メモ



- 証拠の保全  
警察官が到着するまで、犯人が残した凶器類等や触ったもの、使用したところを触らずに保存



※日本防災通信協会の都道府県支部にご連絡いただければ防犯訓練に際して、訓練計画の立案、関係機関への連絡など必要な支援を行います。また、防犯講話も行いますので、都道府県支部にお問い合わせください。

※日本防災通信協会では、防犯対策に関する資料やDVD、各種情報を提供しています。社会福祉施設防犯対策用DVD「あなたの施設、安全ですか?」をご活用ください。